

事 務 連 絡  
令和 3 年 8 月 2 日

各高齢者福祉施設長 様  
各介護サービス事業者 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

高齢者施設等における面会に係る事例集及び留意事項等の再周知について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進及び感染症防止対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省より「高齢者施設等における面会に係る事例集及び留意事項等の再周知について」（以下「国事務連絡」という。）の送付がありましたので、お知らせします。（下記 URL 参照）。

新型コロナウイルス感染症について、本県は「まん延防止等重点措置」実施区域に指定されました。現時点では介護施設等におけるクラスターの発生は減少していますが、引き続き、気を緩めることなく、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業の実施をお願いいたします。

なお、国事務連絡では、施設等での面会に関して「高齢者施設等における面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、対応を検討することが必要」としつつ、制限の程度については、都道府県等が示す対策の方針等も踏まえて、施設等の管理者が判断することとされています。これに関して、県においてはオンライン面会等を活用し、直接面会については緊急の場合を除き中止することを要請するとともに、実施する場合も感染防止対策を厳重に徹底することとしておりますので、改めてお知らせするとともに、面会の実施に当たっては、国事務連絡を踏まえた対応をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 国事務連絡（高齢者施設等における面会に係る事例集及び留意事項等の再周知について）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000808326.pdf>  
※厚生労働省 HP（国事務連絡掲載箇所）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html)
- 2 本県の対処方針（新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針）  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronataishohoushin0413.html>

高齢政策課介護基盤整備班（高年施設担当） 電話（代表）：078-341-7711 内線 2950、2951、2896、2943 e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
---